

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集!

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

## 新制度での農業委員会が9月にスタートします

農業委員の任期満了により、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行います。

農業委員会では田畑などの農地等の利用の最適化の推進をしています。

農業に対する熱意・見識をもち、農業委員・農地利用最適化推進委員としてご尽力していただける方を農業者に限らず、一般の方からも広く募集します。



### 農業委員

農業者の代表として、市内の農地利用の調整を主な業務としています。また、行政上の農業者の代表者機関としての役割も担っています。

**定員** 16名

※認定農業者が過半数(9名)以上であることが要件です。

### 報酬

会長 月額52,000円

会長職務代理

月額43,000円

委員 月額38,000円

**任期** 9月4日(火)

～平成33年9月3日(金)

### 主な業務内容

- ・農地の貸借・売買・農地転用の許可について、総会出席して審議・判断を行うこと
- ・農地利用最適化推進施策に関する意見の決定
- ・農地利用最適化推進指針の作成など
- ※市議会の同意を得て市長によって任命されます。

### 農地利用最適化推進委員

新制度において新設されました。農地利用最適化推進委員

員は農地等の利用について最適化の推進に取り組み体制強化のために設置され、担当農区において、農地や農業者に対する活動が期待されています。

**定員** 20名

(記載の担当農区ごと)

**報酬** 月額32,000円

**任期** 委嘱された日から平成33年9月3日(金)まで

### 主な業務内容

- ・担当農区の農地等の利用について最適化の推進に係る現場活動
- ・農地の出し手と受け手の掘り起こしを行い、担い手への農地利用集積の推進
- ・農業者への経営意向に関する個別訪問調査など

※農業委員会の議決を必要とする委嘱によって選出されます。

### 共通事項

#### ■申込方法

- 1)個人推薦(2)団体推薦(3)一般応募の3種類があります。所定の申込書に必要事項を記入し、農業委員会事務局までお持ちください。
- 申込書は、農業委員会事務局

局窓口、各公民館に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※申込方法によって、提出する申込書が異なりますのでご注意ください。

### ■受付期間

4月23日(月)～5月25日(金)

※申し込み状況等により、受付期間を延長する場合があります。延長する場合は市ホームページにて5月25日(金)お知らせします。

### ■選出方法

#### 農業委員

候補者が16名を超えた場合、または市長が必要と認めた場合は、選考委員会を開催し候補者を選考します。

#### 農地利用最適化推進委員

同一農区で候補者が複数となった場合は、選考委員会を開催し、候補者を選考します。

### ■情報の公表

法令の規定により、個人または団体から推薦を受けた者、一般から応募した者に関する事項について、受付期間の間時点及び終了後に市ホームページにおいて公表します。

・公表する事項  
氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況等

### ■留意事項

次の事項に該当する方は申し込みをすることができません。

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ②禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③成年被後見人及び被保佐人
- ④日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または当該暴力団員と密接な関係を有することが明らかなる者

